

入間市水道事業給水条例の一部を改正する条例 改正要旨

1 改正の経緯

現行の入間市水道事業給水条例では、水道利用加入金及び水道基本料金はメーター口径100mmまで設定されておりますが、市内に工場建設を予定している企業から給水計画について協議があり、新たに150mmの水道利用加入金及び水道基本料金を設定する必要が生じました。

また、市では「第6次入間市総合計画・後期基本計画」の施策の一つに「企業誘致の推進」を掲げ、より多くの企業が活発な経済活動を行うまちを目指しております。

今後、多様な企業の進出に対応するため、150mmに加え、200mmの水道利用加入金及び水道基本料金を併せて新設するものです。

2 改正の内容

メーター口径150mm及び200mmの水道利用加入金及び水道基本料金を新設するものです。

(水道利用加入金)

口径	金額
150mm	21,100,000円
200mm	29,900,000円

(水道基本料金)

口径	金額
150mm	77,200円
200mm	142,000円

3 施行日

令和5年4月1日